公共調達の適正化について（平成18年８月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品・役務等）
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年６月１日　行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

様式２－

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
IoTセキュリティ対策に係る周知広報に係る動画等の作成の請負	谷内　正登 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関２-１-２	R6.1.30	イグニション・ポイント（株） 東京都渋谷区東１－３２－１２	1011001100423	訴求力に優れた企画案を選ぶ必要があり、契約の性質が企画力・表現力を競うものであるため、企画競争を実施し、選定した業者と契約するもの。	13,999,998	13,999,998	100.0%					
令和６年能登半島地震における被災者への生活支援情報の新聞掲載	谷内　正登 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関２-１-２	R6.1.16	（株）北國新聞社 石川県金沢市南町２－１	7220001006208	被災地である石川県では、県内では約13,600戸が停電し、志賀原子力発電所及び七尾太田火力発電所はいずれも稼働停止しており、電力の供給も不安定な状況である。この状況下において、被災者への生活支援情報を届けるためには、物理的に被災者の手元に届けられる情報媒体である新聞を活用し、県内でシェア率６割（（社）日本ＡＢＣ協会の調査による。調査時期は2001年）を占める北國新聞に情報を掲載することによって、迅速かつ幅広い範囲に確実に届けられるので、北國新聞を発刊している（株）北國新聞社でなければ北國新聞に掲載することができないことから、本契約は随意契約でなければならない。 　本件は、（株）北國新聞社が発刊する新聞（北國新聞）に情報を掲載するものであり、当該新聞に情報を掲載し、発刊できる事業者は、（株）北國新聞社以外にいないことから、随意契約の相手方は「（株）北國新聞社」以外にいない。	2,200,000	2,200,000	100.0%					
苦情・相談受付システムにおける業務システムアプリケーションのバージョンアップに伴う対応の請負	谷内　正登 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関２-１-２	R6.1.18	パシフィックシステム（株） 東京都港区台場２－３－５	4030001034271	本件請負については、苦情・相談受付システムの業務システムアプリケーションのバージョンアップに伴う対応を行うものであり、本作業の際、稼働している現行システムやガバメントクラウド上に移行後の新システムに異常が生じた場合、総務省電気通信消費者相談センターにおける苦情・相談受付業務等に支障を来すこととなる。 　このため、政府共通プラットフォームを活用している現行システムや、ガバメントクラウド上に移行後の新システム等の稼働について、詳細を把握している者が作業を行う必要があり、公募により、請負契約の履行にかかる要件を満たした者と契約した。	2,508,000	2,508,000	100.0%					
被災地における放送番組のインターネット配信の実施に係る有効性検証に関する請負（石川テレビ放送株式会社）	谷内　正登 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関２-１-２	R6.1.31	石川テレビ放送（株） 石川県金沢市観音堂町チ１８番地	7220001000994	本件は、令和６年能登半島地震の被災者向けに行われる情報収集手段としての放送番組のインターネット配信の有効性を検証するものである。石川県を対象として災害情報を含めた放送を行い、被災者に対して責任をもって早急に放送番組をインターネット配信で提供し、その効果について検証することができるのは石川県の放送法第２条第２２号の特定地上基幹放送事業者以外に存在しないため、同社と随意契約を行うことが必要である。	12,478,880	12,478,880	100.0%					

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。
（注）必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。